

## (1) 創業・中小企業者の方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### ◆◆ 一般貸付

融 資 対 象 事業を営む方（ほとんどの業種の方にご利用いただけます。）  
 融 資 限 度 額 4,800万円  
 特定設備資金：7,200万円  
 融 資 期 間 設備資金： 10年以内（2年以内）  
 （うち据置期間） 特定設備資金： 20年以内（2年以内）  
 運転資金： 7年以内（1年以内）  
 問い合わせ先 日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281  
 （静岡）TEL 054-254-4411  
 （浜松）TEL 053-454-2341

### 【セーフティネット貸付】

### ◆◆ 経営環境変化対応資金

融 資 対 象 売上が減少するなど業況が悪化している方  
 融 資 限 度 額 4,800万円  
 融 資 期 間 設備資金：15年以内（3年以内）  
 （うち据置期間） 運転資金： 8年以内（3年以内）  
 問い合わせ先 日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281  
 （静岡）TEL 054-254-4411  
 （浜松）TEL 053-454-2341

### ◆◆ 金融環境変化対応資金

融 資 対 象 取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方  
 融 資 限 度 額 別枠4,000万円  
 融 資 期 間 設備資金：15年以内（3年以内）  
 （うち据置期間） 運転資金： 8年以内（3年以内）  
 問い合わせ先 日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281  
 （静岡）TEL 054-254-4411  
 （浜松）TEL 053-454-2341

### ◆◆ 取引企業倒産対応資金

融 資 対 象 取引企業などの倒産により経営に困難を来している方  
 融 資 限 度 額 別枠3,000万円  
 融 資 期 間 運転資金： 8年以内（3年以内）  
 （うち据置期間）  
 問い合わせ先 日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281  
 （静岡）TEL 054-254-4411  
 （浜松）TEL 053-454-2341

## ◆◆ 【新企業育成貸付】

### ◆◆ 新規開業資金

融資対象	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融資期間 （うち据置期間）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

### ◆◆ 女性、若者／シニア起業家支援資金

融資対象	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融資期間 （うち据置期間）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

### ◆◆ 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）

融資対象	廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融資期間 （うち据置期間）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

### ◆◆ 新事業活動促進資金

融資対象	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融資期間 （うち据置期間）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

### ◆◆ 中小企業経営力強化資金

融資対象	外部専門家の指導や助言、または「中小企業の会計に関する基本要領」の適用などにより、経営力の強化を図る方
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融資期間 （うち据置期間）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

## 【企業活力強化貸付】

### ◆◆ 企業活力強化資金

融 資 対 象	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など
融 資 限 度 額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融 資 期 間	設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間）	運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

### ◆◆ IT活用促進資金

融 資 対 象	情報化投資を行う方
融 資 限 度 額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融 資 期 間	設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間）	運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

### ◆◆ 海外展開・事業再編資金

融 資 対 象	海外展開を図る方など
融 資 限 度 額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融 資 期 間	設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間）	運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

### ◆◆ 地域活性化・雇用促進資金

融 資 対 象	承認地域経済牽引事業計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方など
融 資 限 度 額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融 資 期 間	設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間）	運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

### ◆◆ ソーシャルビジネス支援資金

融 資 対 象	社会的課題の解決を目的とする事業を営む方など
融 資 限 度 額	別枠7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融 資 期 間	設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間）	運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

## ◆◆ 事業承継・集約・活性化支援資金

融 資 対 象	事業を承継する方など
融 資 限 度 額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融 資 期 間	設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間）	運転資金： 7年以内  ただし、既往の公庫融資の借換を含む場合、8年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫  国民生活事業
	（沼津）TEL 055-931-5281
	（静岡）TEL 054-254-4411
	（浜松）TEL 053-454-2341

## ◆◆ 観光産業等生産性向上資金

融 資 対 象	訪日外国人観光客の消費需要を取り込む方
融 資 限 度 額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融 資 期 間	設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間）	運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫  国民生活事業
	（沼津）TEL 055-931-5281
	（静岡）TEL 054-254-4411
	（浜松）TEL 053-454-2341

## ◆◆ 働き方改革推進支援資金

融 資 対 象	非正規雇用の処遇改善に取り組む方や従業員の長時間労働の是正に取り組む方など
融 資 限 度 額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融 資 期 間	設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間）	運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫  国民生活事業
	（沼津）TEL 055-931-5281
	（静岡）TEL 054-254-4411
	（浜松）TEL 053-454-2341

## 【環境・エネルギー対策貸付】

### ◆◆ 環境・エネルギー対策資金

融 資 対 象	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方
融 資 限 度 額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融 資 期 間	設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間）	運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫  国民生活事業
	（沼津）TEL 055-931-5281
	（静岡）TEL 054-254-4411
	（浜松）TEL 053-454-2341

## ◆◆ 社会環境対応施設整備資金

融 資 対 象	自ら策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う方
融 資 限 度 額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融 資 期 間	設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間）	運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

### 【企業再生貸付】

## ◆◆ 企業再建資金

融 資 対 象	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方
融 資 限 度 額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融 資 期 間	設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間）	運転資金：原則15年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

### 【その他の融資制度】

## ◆◆ 食品貸付

融 資 対 象	食品関係の小売業・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方
融 資 限 度 額	7,200万円
融 資 期 間	設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間）	
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

## ◆◆ 東日本大震災復興特別貸付

融 資 対 象	東日本大震災により被害を受けた方
融 資 限 度 額	直接被害、間接被害を受けた方 各融資制度の限度額に上乗せ6,000万円 その他震災の影響を受けた方 4,800万円（別枠） （生活衛生セーフティネット貸付は、5,700万円（別枠））
融 資 期 間	直接被害を受けた方
（うち据置期間）	設備資金：20年以内（5年以内） 運転資金：15年以内（5年以内）
	間接被害を受けた方
	設備資金：20年以内（3年以内） 運転資金：15年以内（3年以内）
	その他震災の影響を受けた方
	設備資金：15年以内（3年以内） 運転資金：8年以内（3年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

## ◆◆ 平成28年熊本地震特別貸付

融資対象	平成28年熊本地震により被害を受けた方
融資限度額	直接被害、間接被害を受けた方 各融資制度の限度額に上乗せ6,000万円 その他震災の影響を受けた方 4,800万円（別枠） （生活衛生セーフティネット貸付は、5,700万円（別枠））
融資期間 （うち据置期間）	直接被害を受けた方 設備資金：20年以内（5年以内） 運転資金：15年以内（5年以内） 間接被害を受けた方 設備資金：20年以内（3年以内） 運転資金：15年以内（3年以内） その他震災の影響を受けた方 設備資金：15年以内（3年以内） 運転資金：8年以内（3年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

## ◆◆ 平成30年7月豪雨特別貸付

融資対象	平成30年7月豪雨により被害を受けた方
融資限度額	直接被害、間接被害を受けた方 各融資制度の限度額に上乗せ6,000万円 その他豪雨の影響を受けた方 4,800万円（別枠） （生活衛生セーフティネット貸付は、5,700万円（別枠））
融資期間 （うち据置期間）	設備資金：20年以内（5年以内） 運転資金：15年以内（5年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

## ◆◆ 令和元年台風第19号等特別貸付

融資対象	令和元年台風第19号、第20号および第21号により被害を受けた方
融資限度額	直接被害、間接被害を受けた方 各融資制度の限度額に上乗せ6,000万円 その他台風の影響を受けた方4,800万円（別枠） （生活衛生セーフティネット貸付は、5,700万円（別枠））
融資期間 （うち据置期間）	設備資金：20年以内（5年以内） 運転資金：15年以内（5年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341

## ◆◆ 災害貸付

融資対象	災害により被害を受けた方
融資限度額	各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3,000万円
融資期間	各種融資制度のご返済期間以内
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 （沼津）TEL 055-931-5281 （静岡）TEL 054-254-4411 （浜松）TEL 053-454-2341



## ◆◆ マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

融 資 対 象	商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方
融 資 限 度 額	2,000万円
融 資 期 間 (うち据置期間)	設備資金：10年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（1年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 (沼津) TEL 055-931-5281 (静岡) TEL 054-254-4411 (浜松) TEL 053-454-2341

## ◆◆ 小規模事業者経営発達支援資金

融 資 対 象	経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者の方
融 資 限 度 額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融 資 期 間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：8年以内（2年以内） （＊）従業員数5人以下の場合は据置期間3年以内
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 (沼津) TEL 055-931-5281 (静岡) TEL 054-254-4411 (浜松) TEL 053-454-2341

## ◆◆ 設備資金貸付利率特例制度

融 資 対 象	岩手県、宮城県または福島県内で雇用の維持または拡大を伴う設備投資を行う方
融 資 限 度 額	各融資制度に定める融資限度額
融 資 期 間	各融資制度に定めるご返済期間以内
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 (沼津) TEL 055-931-5281 (静岡) TEL 054-254-4411 (浜松) TEL 053-454-2341

## ◆◆ 担保を不要とする融資

融 資 対 象	税務申告を2期以上行っている方
融 資 限 度 額	4,800万円
融 資 期 間	各融資制度に定めるご返済期間以内
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 (沼津) TEL 055-931-5281 (静岡) TEL 054-254-4411 (浜松) TEL 053-454-2341

## ◆◆ 新創業融資制度

融 資 対 象	新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を2期終えていない方
融 資 限 度 額	3,000万円（うち運転資金1,500万円）
融 資 期 間	各融資制度に定めるご返済期間以内
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 (沼津) TEL 055-931-5281 (静岡) TEL 054-254-4411 (浜松) TEL 053-454-2341

## ◆◆ 挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）

融 資 対 象	創業・新事業展開・海外展開・事業再生等に取り組む中小企業・小規模事業者であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果が見込まれる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方
融 資 限 度 額	4,000万円（事業承継・集約・活性化支援資金をご利用の方は別枠4,000万円）
融 資 期 間	5年1カ月以上15年以内
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 (沼津) TEL 055-931-5281 (静岡) TEL 054-254-4411 (浜松) TEL 053-454-2341

## ◆◆ 経営者保証免除特例制度

融 資 対 象	事業資金を利用される方
融 資 限 度 額	適用した融資制度の融資限度額
融 資 期 間	適用した融資制度のご返済期間以内
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 (沼津) TEL 055-931-5281 (静岡) TEL 054-254-4411 (浜松) TEL 053-454-2341

## (2) 生活衛生関係の事業を営む方へ（生活衛生貸付）・・・・・・・・・・・・・・・・

### ◆◆ 一般貸付（生活衛生貸付）

融 資 対 象	生活衛生関係の事業を営む方
融 資 限 度 額	7,200万円～4億8,000万円
融 資 期 間 (うち据置期間)	13年以内（1年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 (沼津) TEL 055-931-5281 (静岡) TEL 054-254-4411 (浜松) TEL 053-454-2341

### ◆◆ 振興事業貸付

融 資 対 象	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方
融 資 限 度 額	設備資金：1億5,000万円～7億2,000万円 運転資金：5,700万円
融 資 期 間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 (沼津) TEL 055-931-5281 (静岡) TEL 054-254-4411 (浜松) TEL 053-454-2341

### ◆◆ 生活衛生改善貸付

融 資 対 象	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている方であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
融 資 限 度 額	2,000万円
融 資 期 間 (うち据置期間)	設備資金：10年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（1年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業 (沼津) TEL 055-931-5281 (静岡) TEL 054-254-4411 (浜松) TEL 053-454-2341



## ◆◆ 防災・環境対策資金（環境対策関連貸付）＜特例貸付＞

融資対象	店舗の防火安全の確保、アスベストの除去および耐震診断・耐震改修を行う方		
融資限度額	一般貸付または振興事業貸付における設備資金・運転資金それぞれの融資限度額+3,000万円		
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内（2年以内）		
	運転資金：7年以内（2年以内）		
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業	(沼津) TEL 055-931-5281	
		(静岡) TEL 054-254-4411	
		(浜松) TEL 053-454-2341	

## ◆◆ 生活衛生新企業育成資金（新企業育成・事業安定等貸付）＜特例貸付＞

融資対象	生活衛生関係の事業を創業する方または創業後おおむね7年以内の方		
融資限度額	設備資金：7,200万円～7億2,000万円		
	運転資金：5,700万円		
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内（2年以内）		
	運転資金：7年以内（2年以内）		
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業	(沼津) TEL 055-931-5281	
		(静岡) TEL 054-254-4411	
		(浜松) TEL 053-454-2341	

## ◆◆ 地域活性化・雇用安定資金（新企業育成・事業安定等貸付）＜特例貸付＞

融資対象	設備投資を行うことにより、新たに2名以上（一定の要件に該当する場合は1名以上）の雇用が見込まれる方、または店舗・事務所等を地方に新增設することなどにより、若者（35歳未満）を雇用する方もしくは地域創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う方		
融資限度額	一般貸付または振興事業貸付の融資限度額+3,000万円		
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内（2年以内）		
	運転資金：7年以内（2年以内）		
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業	(沼津) TEL 055-931-5281	
		(静岡) TEL 054-254-4411	
		(浜松) TEL 053-454-2341	

## ◆◆ 生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金＜特例貸付＞

融資対象	生活衛生関係営業を営む方で事業を承継する方など		
融資限度額	設備資金：7,200万円～7億2,000万円		
	運転資金：5,700万円		
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内（2年以内）		
	運転資金：7年以内 ただし既往の公庫融資の借換を含む場合、8年以内（2年以内）		
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業	(沼津) TEL 055-931-5281	
		(静岡) TEL 054-254-4411	
		(浜松) TEL 053-454-2341	

## ◆◆ 福祉増進資金（健康・福祉増進貸付）＜特例貸付＞

融資対象	店舗のバリアフリー化など、高齢者、乳幼児を抱える女性などが利用しやすい店舗にするための設備投資をする方		
融資限度額	一般貸付または振興事業貸付の融資限度額+3,000万円		
融資期間 (うち据置期間)	20年以内（2年以内）		
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業	(沼津) TEL 055-931-5281	
		(静岡) TEL 054-254-4411	
		(浜松) TEL 053-454-2341	

## ◆◇ 経営環境変化対応資金（生活衛生セーフティネット貸付）＜特別貸付＞

融 資 対 象	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方であって、売上減少等の業況悪化を来している方		
融 資 限 度 額	5,700万円		
融 資 期 間 (うち据置期間)	8年以内（3年以内）		
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業	(沼津) TEL 055-931-5281	(静岡) TEL 054-254-4411
		(浜松) TEL 053-454-2341	

## ◆◇ 金融環境変化対応資金（生活衛生セーフティネット貸付）＜特別貸付＞

融 資 対 象	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方であって、取引金融機関との取引状況の変化等一定の要件を満たす方		
融 資 限 度 額	別枠4,000万円		
融 資 期 間 (うち据置期間)	8年以内（3年以内）		
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業	(沼津) TEL 055-931-5281	(静岡) TEL 054-254-4411
		(浜松) TEL 053-454-2341	

## ◆◇ 生活衛生企業再建資金（生活衛生企業再生貸付）＜特別貸付＞

融 資 対 象	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方であって、企業再建に取り組む方		
融 資 限 度 額	5,700万円		
融 資 期 間	15年以内（金融機関等の要請に基づく場合は20年以内）（2年以内）		
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業	(沼津) TEL 055-931-5281	(静岡) TEL 054-254-4411
		(浜松) TEL 053-454-2341	

## ◆◇ 衛生環境激変特別貸付＜特別貸付＞

融 資 対 象	生活衛生関係の事業を営む方であって、感染症または食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している方		
融 資 限 度 額	衛生環境の激変事由ごとに別枠1,000万円		
融 資 期 間 (うち据置期間)	7年以内（2年以内）		
問い合わせ先	日本政策金融公庫 国民生活事業	(沼津) TEL 055-931-5281	(静岡) TEL 054-254-4411
		(浜松) TEL 053-454-2341	

※ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。詳しくは直接支店にお問い合わせください